

岐阜県公報

号外(四) 平成三十年六月二十九日

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一
(人事課) 一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二
(人事課) 二

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部一の項第二号中「行つた」を「した」に改め、同項第十六号中「診療所又は」を「病院、診療所若しくは」に、「命する」を「命じ、又は職員に病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所等に立ち入り、検査させる」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正す

る。

第十三条第五項の表都市公園課の項中「企画推進係」の下に「施設整備係」を加える。

第二十六条第一項の表ねりんピック推進事務局の部レクリエーション・健康づくり推進監の項の次に次のように加える。

ねりんピック推進事務局総括監	一人	上司の命を受け、全国健康福祉祭の推進に 関し特に命ぜられた事務を処理する。
----------------	----	--

附 則

この規則は、平成三十年七月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三医療整備課の表六の項部長専決事項の欄第十一号を次のように改める。

11 法第二十四条の二第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による業務の停止命令

別表第三医療整備課の表六の項部長専決事項の欄第三十号中「第六十七条」を「第六

十七条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、平成三十年六月二十九日から施行する。

岐阜県訓令甲第二十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年六月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表一の項所長決裁事項の欄第二号中「行つた」を「した」に改め、同欄第十二号中「診療所又は」を「病院、診療所若しくは」に改め、「提出命令」の下に「又は職員による病院、診療所若しくは助産所の開設者の事務所等への立入検査」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十年六月二十九日から施行する。

平成三十年六月二十九日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社